第3章 資源循環型社会を築く

廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、ものを 大切にする社会を築きます。

第1節 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

◎ 現況と課題

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、必然的に大量廃棄型の社会を もたらし、健全な物質循環を阻害します。

わが国では、毎年、約4億トンという膨大な量の廃棄物が発生し、廃棄物等の 多様化に伴う処理の困難化とあいまって、不適正な処理による環境負荷の増大や 最終処分場の残余容量のひっ迫など、様々な局面で深刻な状況をもたらしていま す。

そうした中で、12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、本県においても 適正な物質循環の確保に向け、同法の定める廃棄物等の発生抑制(リデュース)、 再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収、適正処分という対策の優 先順位に基づき廃棄物・リサイクル対策を進めています。

本県の廃棄物の現況を24年度の統計数値でみると、一般廃棄物については、市町村による資源化と住民団体による集団回収を合わせたリサイクル率は、23.4%と全国でも高い水準となっていますが、一人一日当たりの排出量は、976gと全国平均(978g)と同程度です。

また、産業廃棄物については、産業廃棄物全体のリサイクル率は全国平均を上回る60%となっていますが、一年間の排出量は近年減少傾向にあるものの約2,200万トンと全国でも上位に位置しています。

本県では、県民や民間団体、事業者による一般廃棄物のリサイクル率の向上や 産業廃棄物の排出抑制が進められています。

一人一日当たりの一般廃棄物の排出量は、18年度まではほぼ横ばい、19年度以降は減少傾向で推移しており、全国平均とほぼ同様な推移となっています。またリサイクル率については、ほぼ横ばいで推移しています。

産業廃棄物においては、今後、高度経済成長期に大量に建設された建物の更新 に伴う排出量の増加が予想され、同時に、新規立地が困難となっている最終処分 場の残余容量不足が心配されます。

廃棄物の排出を抑制することによって健全な物質循環を図り、私たちが持続可能な発展を遂げていくためには、3R(リデュース・リュース・リサイクル)の推進について、より一層努力し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直していかなければなりません。

このため、自主的かつ積極的に、そして連携して3Rに取り組むことができる 仕組みをつくり、県民や事業者の意識改革や実践活動をさらに進めていくことが 大切です。

近年、資源の有効利用に関する体系の整備が進む一方で、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」は、土壌や地下水の汚染など生活環境への悪影響を及ぼすことが懸念されるばかりではなく、自動車盗などの犯罪の温床ともなっていることから、ヤードの適正化を図ることが求められています。

◎ 目指す環境の姿

全ての県民が、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用のための具体的行動に取り組んでいます。

◎ みんなの行動指針

県 民	○ものを大事にし、使い捨てや無駄な購入を避け、ごみを出さないラ		
(家庭)	イフスタイルを実践します。		
	・マイバックの持参などにより、レジ袋の使用を控えます。		
	・過剰包装を避け、詰め替えできる製品を利用するなど、包装ごみ の削減に努めます。		
	○資源のリサイクルに協力します。		
	・ごみは決められた分別方法に従って、回収場所に出します。		
	・地域が行っている集団回収に参加します。		
	○再生品やリサイクルしやすい材料を使用した商品を購入するなど		
	消費活動などを通じて、環境にやさしい事業者を応援します。		
	○市民活動団体などによる地域での資源循環型社会づくり活動に参		
	加、協力し、地域活動を支える担い手として積極的に資源のリサイ		
	クルに取り組みます。		
市民活動団	○3Rについての普及啓発活動を実施し、情報伝達の担い手として、		
体	県民のライフスタイルの変革に向けた先導的な取組を実践します。		
	○県民、事業者、行政などと連携し、地域レベルでの取組を実践しま		
	す。		
	・フリーマーケットや不用品の再利用(不用となった服・家具等の		
	譲り合い)を地域に広げます。		
事業者	○製品の製造方法や販売方法などの工夫により廃棄物の排出の抑制		
	を図ります。		
	○リサイクルしやすい製品づくり、環境に配慮した商品の販売、リー		
	スやレンタルによるサービスの提供など、消費者が環境への負荷の		
	少ないライフスタイルを実践しやすい市場の形成を図ります。		
市町村・県	○資材や備品の調達においては、一定のリサイクル製品の購入を推進		
(共通する	します。		
もの)	○県民、民間団体、事業者等に対し積極的に情報を提供することによ		
	り、それぞれの自主的な取組を促進します。		
	○自ら排出する廃棄物について、再資源化や分別を徹底し、そのため		
	の職員の意識啓発を行います。		
市町村	○一般廃棄物のリサイクル率の向上に向け、県民の協力を得ながら分		
	別回収を徹底し、集団回収を促進します。		
	○ごみの排出抑制に向けて、普及啓発や環境学習を推進します。		

- ○市町村や事業者と連携して、県全域での排出抑制やリサイクルを推進します。
- ○リサイクルが可能な廃棄物の排出者と利用者とを結びつける上で 必要な情報の収集・提供を行い、資源循環を推進するための仕組み を構築します。
- ○資源循環に関する技術や国内・外での取組を調査するとともに、取 組に当たっての課題解決のために必要な調査・研究を進めます。
- ○近隣都県などとの連携による資源循環を推進します。
- ○リサイクル産業の育成に努めます。

◎ 県の施策展開

1. 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり【資源循環推進課】

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムを変革していくために、事業者と協力 し、日常生活における大量消費のシンボルである「レジ袋」の削減をかわきりに、 「トレイ」など他の容器包装材の削減に波及させ、県民の資源循環型のライフス タイルへの移行を促します。また、併せて事業者における廃棄物の発生抑制を推 進します。
- ・スポーツスタジアムやイベント会場をリユース容器普及のモデルと位置づけ、廃 棄物の発生抑制を推進します。
- ・ごみの排出者責任を明確化し、排出量を削減していくため「ごみの有料化」や「デポジット制度」等の経済的手法を検討し、導入を促進します。
- ・健康づくりや地産地消など、資源循環と直接的には異なる分野での施策に資源循環の視点を組み合わせることにより、より効果的な廃棄物の発生抑制を進めます。
- ・リサイクル製品の情報や再使用のための技能などを県民向けに情報提供すること により、資源循環型のライフスタイルへの転換を促進します。
- ・資源循環の現場を体験できる場所やプログラムを関係各主体と連携して提供し、 体験を通して県民自らが資源循環型のライフスタイルについて考え、転換してい ける機会となる環境学習を推進します。
- ・容器包装や家電のリサイクルについて、消費者に対する普及啓発を通して家庭からリサイクルに取り組むことにより、県民自らが資源循環を推進する意識の醸成を図ります。
- ・資源循環に配慮する意識が行動に結びつき、さらに、単なる流行でなく、当然の ライフスタイルとして実践されるよう、市民活動団体等と連携して新たな普及啓 発の方法を検討します。

2. 資源循環の基盤となる産業づくり

【資源循環推進課・廃棄物指導課・商工労働部関係各課】

- ・ごみの再資源化や最終処分量の削減に有効である溶融スラグについて、公共工事 等による積極的な利用を図ります。
- ・再使用、再生利用が容易な製品の設計・製造・販売について、事業者の取組情報 を収集し、発信することにより、商品市場の創出、拡大を促進します。
- ・最終処分に頼らないシステムづくりを進めるため、産業界や大学等と連携して廃棄物のリサイクルや最終処分量を削減する技術開発を支援します。
- ・「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス資源を活用した産業の 育成を進めるとともに、資源循環にかかる環境産業の誘致に努めます。
- ・環境産業の担い手である中小規模事業者の経営基盤の強化を図っていくため、補助制度の充実を図るとともに、融資制度により資金繰りを支援します。
- ・廃棄物を大量に排出する大規模な事業所を中心として、事業所自らが廃棄物の処理計画を策定することにより、排出抑制とリサイクルが一層進むよう指導します。
- ・建設リサイクル法や自動車リサイクル法などに基づく指導を徹底し、事業者におけるリサイクルの推進を図ります。 __ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _
- ・自動車リサイクル法など各種法令に則ったヤードの適正な運営が行われるよう、 千葉県不法ヤード対策協議会を通じて関係機関との連携を図るとともに、ヤード の適正化を図るための条例を制定し、ヤードにおいて自動車部品の保管等を行う 者に対して届出を義務付けるほか、立入検査などを行います。

3. 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり【資源循環推進課】

- ・廃棄物の発生状況に関する情報(発生場所、種類、量等)や廃棄物の利用可能性に関する情報(地域分布、受入可能量等)のデータベースを整備するなど、新たなリサイクルルートの確立を支援します。
- ・資源循環のための会議を設置し、事業者、県民、市民活動団体及び行政が一体となった行動を推進します。また、事業者、県民、市民活動団体、大学との情報交換・交流の場を設けるなど、資源循環推進のための新たなネットワークづくりを支援します。
- ・「千の葉エコプロジェクト」を推進することにより、資源循環にかかる先進的な 取組を紹介するとともに、それらの取組を体験、参加できる機会を提供すること により、資源循環に向けた活動の拡大を推進します。

インターネットによる情報提供

千の葉エコプロジェクト(「千葉県ホームページ」: www.pref.chiba.lg.jp⇒ 「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「廃棄物・資源循環」⇒「3R」⇒「資源循環型社会づくり」⇒「千の葉エコプロジェクト」

・資源循環に取り組む事業者が正当に評価されるよう表彰などを通じ県民に対しそ の取組を広く公表することにより、事業者の取組に対する意識を高めていきま す。 ・資源循環型社会づくりのために広域的な取組が必要な場合は、近隣都県と積極的 な情報交換を行い、連携していきます。

◎ 関連する個別計画

〇千葉県廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)
1人当たりの一般廃棄物(ごみ)の	1,126 グラム	950 グラム
排出量	(17年度)	(30年度)
一般廃棄物(ごみ)の最終処分量	19 万トン	10 万トン
	(17年度)	(30年度)
一般廃棄物(ごみ)の再資源化率	24.3%	40%
	(17年度)	(30年度)
産業廃棄物の排出量	2,493 万トン	2,300 万トン
	(17年度)	(30年度)
産業廃棄物の最終処分量	67 万トン	57 万トン
	(17年度)	(30年度)
産業廃棄物の再資源化率	60.0%	62%
	(17 年度)	(30年度)

第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

◎ 現況と課題

資源循環型社会を築くためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されなければなりません。

一時期、本県には、全国で不法投棄される産業廃棄物の約4割が集中しました。このため、24時間・365日での監視指導体制の整備(11年4月)、警察における環境犯罪課の設置(14年4月)、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化(14年3月)などを実施し、その結果、不法投棄量(24年度)は、ピーク時(11年度)の約40分の1まで減少させることができました。

しかしながら、依然として、建設廃材をはじめとした産業廃棄物のゲリラ的な 投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。また、観光地や市 街地の主要道路の交差点付近には、ごみが散乱しています。

このように、不法投棄などが依然として後を絶たないため、県民一人一人が廃棄物のルールとマナーをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び市民活動団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく適正 処理を推進することが重要です。

そのため、一般廃棄物に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては処理の責任を担っている排出事業者と処理業者が、適正に廃棄物の処理を行うように徹底を図っていく必要があります。

また、廃棄物の適正処理を進めていくために、必要な廃棄物処理施設を確保することも不可欠です。

今後、2020年(平成32年)東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた道路等のインフラや施設の整備により、産業廃棄物等の排出量が増大することが懸念されます。このため、廃棄物の適正処理の徹底や再資源化の促進を図っていく必要があります。

◎ 目指す環境の姿

廃棄物の不法投棄が一掃され、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお 発生する廃棄物については、適正に処理されています。

◎ みんなの行動指針

県 民	○ごみを排出する際には、地域で決められたルールを守ります。		
(家庭)	・壊れた家電などは山林等に不法投棄せず、ルールに基づき廃棄し		
	ます。		
	○地域ぐるみの清掃等に積極的に参加します。		
	・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努めます。		
	○廃棄物の不適正処理や不法投棄を目撃した場合には、速やかに行政		
	★ に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801 または最		
	寄りの市町村)		
市民活動団	○ごみの適正排出及び分別を呼びかけます。		
体	○環境美化運動等を率先的に進めます。		
	・アダプト・プログラムに参加します。		
事業者	○廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理		
	します。		
	 ○廃棄物の適正処理に関する社内の研修体制やチェック体制を整え		
	ます。		
	 ○自社から出された廃棄物の適正処理について、排出事業者としての		
	責任を果たすとともに、積極的に廃棄物の処理に関する情報を開示		
	します。		
	 ○事業所やその周辺において、ごみの適正排出等を通じた環境意識の		
	普及啓発を行うとともに、地域の一員として環境美化運動に参加し		
	ます。		
 市町村	- ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 一般廃棄物について、必要に応じ近隣市町村と連携した広域処理体		
714.313	制を構築するなど、効率的な処理・処分を進めます。		
	○ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するため、監視を行うと		
	ともに、普及啓発を進めます。		
	○自ら排出する廃棄物を適正に処理します。		
県	○産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、事業者、県民、民間		
一	団体、市町村及び警察等と協力して監視体制の強化を図るととも		
	国体、市町行及の音祭寺と協力して監視体制の強化を図るととも		
	○廃棄物の処理・処分に関する情報を積極的に開示します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	インターネットによる情報提供		
	産業廃棄物(「千葉県ホームページ」: www.pref.chiba.lg.jp⇒		
	「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「廃棄物・資源循環」⇒「産		
	業廃棄物」)		
	○自ら排出する廃棄物を適正に処理します。		

◎ 県の施策展開

1 廃棄物の適正処理の確保【資源循環推進課・廃棄物指導課・技術管理課】

- (1) 適正処理に向けた体制づくり
 - ・市町村が一般廃棄物の適正処理の推進を図る上で、必要となる施設整備に係る技術的な助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行います。
 - ・様々な機会を利用して、産業廃棄物の排出事業者に廃棄物処理法に基づく適正処理について情報を提供し、適正処理を推進するよう指導します。
 - ・産業廃棄物の処理業者に処理基準の遵守を指導し、優良な処理業者の育成に努めます。
 - ・産業廃棄物の適正処理に貢献した事業者等を表彰するなど、適正処理を推進する 意識の醸成に努めます。
 - ・「千の葉エコプロジェクト」を推進することにより、廃棄物の適正処理にかかる 先進的な取組を紹介し、適正処理に向けた活動の拡大を推進します。
- (2) 適正処理のための仕組みづくり
 - ・不法投棄を防止し適正処理を推進するため、電子マニフェスト制度の普及・促進 に努めます。
 - ・建設廃棄物について、発生から最終処分までの流れの一元管理に向けて、建設リサイクル法に基づく情報と廃棄物処理法に基づく情報(マニフェスト)の共有化等に取り組みます。
- (3) 廃棄物処理施設の整備対策
 - ・市町村等が行う廃棄物処理施設の整備に当たって、地域の実情等を踏まえ広域的 な観点から、必要な助言を行います。
 - ・廃棄物の処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解の もと、周辺の環境保全に十分配慮し、安全性・信頼性を確保させます。
 - ・民間事業者による廃棄物処理施設の設置の進捗状況等を踏まえながら、廃棄物処理施設の整備について、公的関与のあり方を検討します。
- (4) 流出入する産業廃棄物対策
 - ・県外で発生し県内に流入する産業廃棄物については、引き続き流入抑制を図ります。また、県内で発生し県外に流出する産業廃棄物の実態把握を行い、県内の最終処分場の残余容量を踏まえた上で、総合的な流出入対策に取り組みます。
- (5) 適正処理困難物の処理対策
 - ・県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物については国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 基本計画の改訂等を勘案して、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の 見直しを行い、処理期限である39年3月までに適正かつ安全に処理されるよう事 業者を指導します。
 - ・アスベスト廃棄物については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等の関係機 関と連携し、適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導します。

2 廃棄物の不法投棄の根絶【資源循環推進課・廃棄物指導課・警察本部】

(1) 廃棄物の不法投棄対策

- ・市町村、県民、市民活動団体及び事業者等と連携のもと、「ゴミゼロ運動」など、 ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を引き続き推進します。
- ・産業廃棄物の広域移動に対応した排出事業者指導などの充実・強化を図り、24時間・365日体制の監視体制を基本として、市町村、県民、市民活動団体及び事業者等と連携した不法投棄に対する監視体制のネットワーク化を図り、きめ細かな監視を引き続き行います。
- ・不法投棄による環境への影響が大きい硫酸ピッチについては、19年度中に全量を 撤去しましたが、引き続き「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」によ り不法投棄を未然に防止します。
- ・不法投棄された産業廃棄物について、行為者に対する撤去指導はもちろんのこと、 不法投棄された産業廃棄物の排出事業者の特定に努め、撤去指導を引き続き行い ます。また、行為者等による撤去が不可能で環境に著しい悪影響を与える不法投 棄箇所については、行政代執行による撤去を行います。
- ・悪質・巧妙化する廃棄物不法投棄事犯の検挙に努めます。特に被害が拡大する前の早期検挙に努めます。

(2) 廃棄物に関する情報の公開

- ・廃棄物処理施設の設置者に対し、施設の維持管理の状況について積極的に公開するよう指導します。
- ・不法投棄などの違法行為等に対して、廃棄物処理法に基づく行政処分を受けた者 に関する氏名等の公表はもちろんのこと、不法投棄された廃棄物に係る排出事業 者や処理業者などの公表についても検討を行います。

◎ 関連する個別計画

〇 千葉県廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

〇 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、千葉県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する計画です。

項目名	現況 (基準年度)	目標(目標年度)
新たな不法投棄量	23,861 トン	新たな不法投棄量ゼ
(投棄量 10 トン以上の不法投棄箇	(18年度)	口を目指します
所における投棄量の総量)		(早期実現)

第3節 バイオマス利活用の推進

◎ 現況と課題

バイオマスとは、化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源のことです。

太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇せず、焼却等しても大気中の二酸化炭素を増加させない、カーボンニュートラルな資源という特徴をもっており、このことから、循環型社会の形成や地球温暖化の防止において重要な役割を担うと期待されています。

本県は、年間 644 万トン (22 年度) ものバイオマス資源が発生していると推計されており、全国有数の農林水産業をはじめ、活力ある各種製造業・サービス業などが存在するとともに、大学や研究機関等において積極的に関連した技術の研究・開発が行われているなど、バイオマスの利用に関して高いポテンシャルを有しています。

これらを最大限に活用し、競争力のある産業と豊かな環境が両立する活力に充ちた「バイオマス立県ちば」を目指す推進方針を 15 年 5 月に策定し、県内各地で地域特性を生かした取組を推進してきました。また 23 年 7 月に推進方針を発展的に解消し「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定しました。

しかしながら、バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から収集・運搬に労力・コストがかさむこと、バイオマス製品(エネルギー・肥料・飼料等)への変換コストが高いこと、バイオマス製品の需要が少ないことなどのなどの課題が明らかになってきており、安定したバイオマスの活用とその拡大にはこういった課題の解決が不可欠です。

バイオマスの利活用の推進を加速化させるためには、県民や事業者などにバイオマスは資源として利活用されるべきものであるとの意識や利活用する生活習慣が定着することが重要です。

その理解の醸成に努めるとともに、バイオマス製品・エネルギーの利用の増進、 利活用技術の開発などを行っていくことが求められます。

◎ 目指す環境の姿

循環型社会の形成、地球温暖化防止のため、バイオマス資源が有効に利活用されています。

◎ みんなの行動指針

県 民	○県民一人一人が生ごみなどのバイオマスの発生者であることを認
(家庭)	識するとともに、バイオマス活用の意義等を理解するよう努めま
	す。
	○木製品やバイオマスプラスチックなどバイオマス製品に関心を持
	ち、地域におけるバイオマス活用の取組(廃食用油)に可能な範囲
	内で参加またはサポートします。
市民活動団	○市民活動団体は、地域の取組や関係者とも連携しながら、バイオマ
体	スの活用の普及拡大に貢献します。
事業者	○廃棄物系バイオマス (家畜排せつ物等) の有効活用に自らまたは関
	係者と連携して取り組むことや、地域におけるバイオマス活用の取
	組に積極的に参加・協力します。
	○農林漁業者は、バイオマスの積極活用とバイオマス製品等の製造事
	業者等へ積極的に協力します。
	○バイオマス製品等の製造事業者は、エネルギーコスト低減を検討し
	ます。
市町村	○市町村バイオマス活用推進計画等に基づいて、バイオマス活用シス
	テムの構築に計画的に取り組みます。
	○一般廃棄物であるバイオマスの有効活用について、住民や事業者へ
	の啓発に努めます。
県	○市町村と密接な情報交換を行い、広域なバイオマス活用体系の構築
	や市町村間の連携を促進します。
	○市町村によるバイオマス活用推進計画策定やその具体化に際して
	関連情報の提供や連携・支援に努めます。
	○事業者、県民等の取組について、的確な情報提供や適切かつ円滑な
	手続きが行われるよう庁内関係各課が連携して対応を図ります。
	○県試験研究機関において、大学や民間等とのバイオマスの活用に関
	する調査研究を行いその成果の普及を図ります。
	○県民、事業者等へバイオマスの積極的な活用に向けた普及啓発をし
	ます。
	○バイオマスの活用の取組について、他都県との情報交換等に努めま
	す。
	○国と連携するとともに、国に対しバイオマスの円滑な活用に資する
	制度の創設や改正等の働きかけを行います。

◎ 県の施策展開

1. バイオマス利活用の総合的・計画的な推進【資源循環推進課・農林水産部関係各課 課・商工労働部関係各課】

23年7月に策定した「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づきバイオマス利活用を総合的・計画的に推進します。

- (1) バイオマス活用に必要な基盤の整備
 - ・畜産堆肥の燃料利用に関する技術体系確立について検討するとともに、地域や 広域における活用スキームを構築する取組を推進します。
 - ・ワンストップ相談窓口を設置し、バイオマス活用に関する相談に一元かつ迅速 に対応します。
- (2) バイオマスの原料利用の拡大(入口対策)
 - ・エコフィードコーディネーターを配置し、食品関連業者及び飼料化事業者の調整を図り、飼料化を推進します。
 - ・未利用の林地残材について、経済性の確保された供給体制の整備を検討します。
- (3) バイオマス製品の利用促進(出口対策)
 - ・低リサイクル食品残さについて、エコフィードの品質確保に向けた取組を行います。
 - ・千葉ものづくり認定製品制度を活用して、知名度の向上と販路開拓を支援します。
- (4) バイオマス活用に係る調査研究及び普及
 - ・国等が行う各種バイオマス活用の実証事業等への協力を行います。
- (5) バイオマス活用推進計画の推進体制の整備
 - ・バイオマス庁内連絡会議を通じて、庁内関係部局等の連携と調整を行います。
 - ・市町村によるバイオマス活用推進計画の策定について、助言や情報提供を行います。
 - ・県民や事業者を対象とした情報交換会等の開催やイベント等への出展により普 及啓発を図ります。

◎ 関連する個別計画

〇千葉県バイオマス活用推進計画(23年7月策定)

「バイオマス立県ちば推進方針」を発展的に解消し、持続的な発展が可能な経 済社会の実現に向けて、更なるバイオマスの活用の拡大を図るため、今後のバイ オマスの活用の推進方向と施策を示した計画です。

また、本計画は、バイオマス活用推進基本法に基づく計画です。

項目名	現況 (基準年度)	目標(目標年度)
バイオマス資源の利用率★	68%	80%
	(15 年度)	(30年度)
食品廃棄物の利用率	30%	60%
	(15年度)	(30年度)

[★]県内のバイオマス資源は、15 年度で年間約 675 万トン発生し、うち約 465 万トン (68%) が利用されていると推計されています。

第4節 残土の適正管理

◎ 現況と課題

首都圏では都市化の進行に伴って各種の公共事業や民間工事が展開されており、多くの建設残土が発生しています。

その中で本県は、首都東京に隣接し、平坦で丘陵地が多いという県土の特性や道路網の整備もあり、周辺の都県から多くの建設残土が搬入されています。

このような大量の残土の搬入や埋立てに際して、産業廃棄物や有害物質が混入 されることが危惧され、また、そのことによる土壌汚染や、残土のたい積・盛土 の不適正な態様による土砂崩れ、土砂流出等の災害の危険性が指摘されていまし た。

このため、残土処分をめぐる有効かつ強力な防止策の樹立が急務となったことから、県では「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(残土条例)を 10 年1月に施行し、また、その後の情勢から、埋立事業の規制並びに土地所有者の義務の強化等について条例改正を行い、15 年 10月から施行したところです。

建設現場で発生した残土そのものは、適正に処理されれば、有害なものではありませんが、地域住民の間には有害物質の混入等に対する不安が根強いことも事実です。

そのため、残土による埋立事業においては、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止して安全な処理を実施していくため、市町村等関係機関との連携により、さらなる監視と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図ることが必要です。

また、埋立処分量そのものを減少させるため、建設残土の再利用が進められていますが、より広域的に需給を調整していくことが求められており、県境を越えた一層の取組が必要です。

◎ 目指す環境の姿

安全性を損なう残土による埋立ては行われていません。また、建設発生土の有 効活用が、さらに進められています。

◎ みんなの行動指針

県民	○廃棄物の混入や崩落などの災害が発生、またはその恐れがある場合		
(家庭)	は、行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801		
(1)	または最寄りの市町村)		
	(土地所有者)		
	○土地を提供する場合、埋立て等の事業計画を十分確認した上でなけ		
	れば同意しないようにします。		
	○事業が行われている間は自ら事業場の状況を確認します。		
	○廃棄物の混入や崩落などの災害が発生し、又はその恐れがある場合		
	は事業者に事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、その旨		
	を行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801 ま		
	たは最寄りの市町村)		
市民活動団	○廃棄物の混入や崩落などの災害が発生、またはその恐れがある場合		
体	は、行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801		
	または最寄りの市町村)		
事業者	○埋立て事業者は事業の遂行に当たって、許可事項及び許可条件を遵		
	守します。		
	○事業の施工による土壌汚染の防止及び災害の発生の防止に努め、土		
	砂発生元,運搬業者及び従業員に周知徹底させ指導します。		
	○土砂発生元事業者は、建設発生土の発生抑制・再利用に取り組みま		
	す。		
市町村	○不適正な埋立てに際しては、関係部局が連携して対応するととも		
	に、必要に応じ、県に情報を提供します。		
	○地域の実情に応じて、独自の条例(施策)に基づき、より一層の適		
	正管理を推進します。		
県	○市町村関係機関と連携し、残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に		
	対する監視指導の強化をします。		
	○特定事業場の情報公開を進めます。		
	○建設発生土の工事間利用を促進し、土砂搬入量の抑制をします。		

◎県の施策展開

1. 残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導の強化【廃棄物指導課】

- ・県内全体において強固な監視活動を行い、埋立て許可後の定期検査指導を徹底するなど、残土条例の厳格な執行により、残土の不適正な埋立てを防止します。
- ・指導に従わない事業者に対しては条例による行政処分のほか、特に悪質な事業者 に対しては告発を行います。

2. 特定事業場の情報公開【廃棄物指導課】

・県内の各特定事業場に関する許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の期間等の情報をホームページで公表します。

インターネットによる情報提供

特定事業場一覧表(「千葉県ホームページ」: www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「廃棄物・資源循環」⇒「残土」⇒「残土条例関連情報」⇒「残土条例」⇒「特定事業場一覧表」)

3. 市町村関係機関と連携し、埋立ての適正化の推進

【廃棄物指導課・農林水産部関係各課・産業振興課】

- ・残土条例、砂利採取法、森林法、農地法など関係する法令の所管部局の連絡調整 や市町村と緊密な情報交換を行うため、担当連絡会議等を開催し、残土埋立ての 適正化を推進します。
- ・関係法令担当部局合同でパトロールを行います。

4. 建設発生土の有効利用等による不適正な建設発生土搬入の抑制

【資源循環推進課・廃棄物指導課・技術管理課】

・産業界と国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用 を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。特に、公共工事に伴い発生す る建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、国・都 道府県・市町村が建設発生土に関する情報を共有する建設発生土情報交換システ ムを活用し、工事間利用調整を図り、発生の抑制及び再利用を促進します。

項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)
無許可埋立面積	$12,107 \text{ m}^2$	無くします。
	(16年度)	(早期実現)
公共工事に伴い発生する建設発生	73.60%	98%
土の有効利用率	(17年度)	(30年度)